

健康増進法第20条に基づく届出の取扱い

(3) 事業の休止または廃止の届出（法第20条第2項、法施行細則第3条）

項目	届出を必要とする場合
休止届	<ul style="list-style-type: none">給食を提供しない期間が継続して1月以上となる場合（学校の夏季休業期間等を除く。）。特定給食施設の予定給食数が一時的に1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。
廃止届	<ul style="list-style-type: none">給食を提供しなくなった場合。特定給食施設の予定給食数が1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。